

経済情報

タイの最低賃金の大幅引き上げの影響について

【要旨】

- ◇ タイで最低賃金の大幅引き上げが開始されてから 1 年余りが経過した。最低賃金の大幅な引き上げは、インラック政権の目玉政策のひとつで、引き上げ幅は同制度が制定されて以降最大となった。このため引き上げ実施前は、企業負担の増加やインフレの加速など景気の下押しが懸念されていた。
- ◇ 最低賃金の対象者は雇用者全体の約 2 割とみられるが、最低賃金近辺の層を中心に賃金全体が上昇した。
- ◇ この結果、企業負担は増加したが、経営効率化や政府の企業支援策により、目下のところ企業活動への影響は限定的にとどまっているとみられる。また、人件費上昇を製品価格に転嫁する動きはあるものの、期待インフレ率は加速しておらず、物価は安定している。このようななか、家計の実質購買力が高まり、消費は好調を維持している。総じてみると、最低賃金引き上げが与えるマイナスの影響は当初懸念されていたほど小さくなく、むしろ消費の拡大を通じて景気全体を押し上げているといえる。
- ◇ タイは ASEAN 随一の製造拠点としての地位を確立したが、今後も、労働コストの上昇を乗り越えタイが国際競争力を維持するためには、産業の高付加価値化の一層の推進が求められる。

はじめに

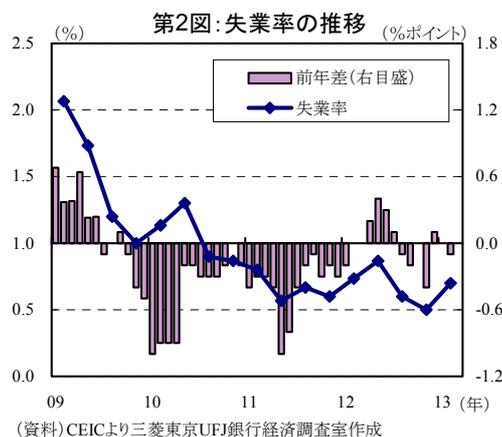
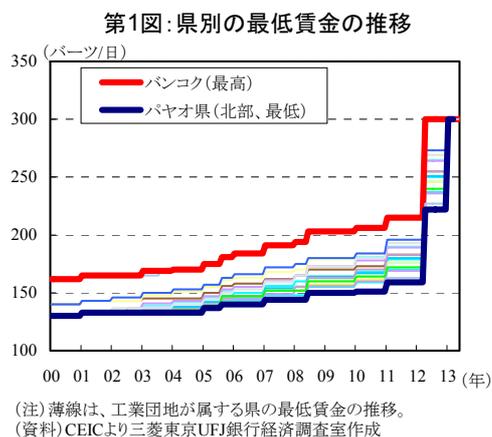
タイで2012年4月に最低賃金の大幅な引き上げが開始されてから1年余りが経過した。引き上げ前には県によってばらつきがあった最低賃金だが、2013年1月以降は全国一律で日給300バーツ（約1,000円）が適用されている。今回の引き上げ幅は、1973年に最低賃金が定められて以降、最大となった。このため引き上げ実施前は消費への追い風となることが期待された一方、企業負担の増加やインフレの加速が景気を下押しとの懸念があった。本稿では、今回の最低賃金引き上げの背景とその影響について纏めた。

1. 最低賃金の大幅引き上げはインラック政権の目玉政策

最低賃金の大幅引き上げは、インラック政権の目玉政策の一つとして2011年7月に選挙公約で掲げられた。最低賃金は2011年時点で日給159バーツから215バーツと県によって異なっていたが、2012年4月及び2013年1月の2段階で日給300バーツに引き上げられた（第1図）^(注1)。

雇用環境をみると、もとより、2010年8月以降失業率が1%を下回る完全雇用に近い状態が続いていることから（第2図）、賃上げ圧力がかかりやすい素地があったが、最低賃金の伸びは低水準に抑えられてきた。

(注1) 2012年4月に全県で前年比4割程度（同+35.7%～同+39.8%）引き上げられた。2012年4月に日給300バーツに達したのは、バンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、サムットプラカン、サムットサコン、パトムタニの首都圏と南部のプーケット。これ以外の県では、2013年1月に日給300バーツまで引き上げられた。

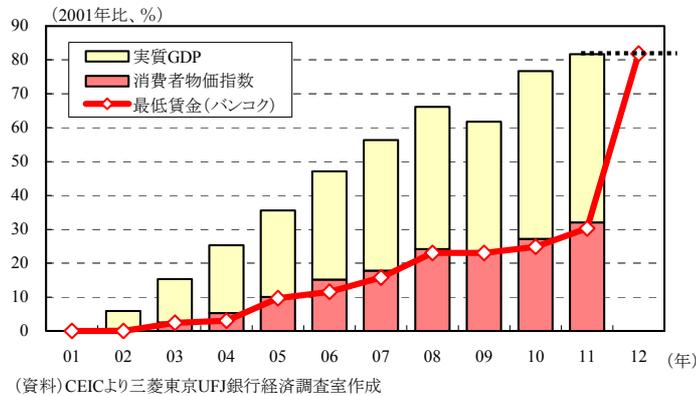


2001年から2011年までの賃金全体の平均上昇率は3.7%であった一方、最低賃金の上昇率は最も高いバンコクで年平均2.4%にとどまった。こうしたなか産業界は、最低賃金の引き上げ自体は妥当性があるとしたが、引き上げ幅が大きい点については、票獲得のためのバラマキ政策と批判した。

こうした批判に対し政府は、今回の最低賃金の引き上げ幅は経済合理性があると反論した。政府によると、2001年から2011年までの10年間の実質GDPは2001年比

49.7%拡大、消費者物価は同 32.0%上昇したが、最低賃金上昇率は賃金が最も高いバンコクでも同 30.3%にとどまっていた。このため、政府は 10 年間のギャップを一気に埋めるべく、大幅な引き上げに踏み切ったと説明している（第 3 図）。

第3図：最低賃金と実質GDP、消費者物価の推移



賃金政策を決定する賃金委員会の経営者側委員やタイ工業連盟などの経済団体は、このような経済合理性を理解しつつも、経営コスト負担の大きさを理由に強く反対した。引き上げ直前の 2012 年 3 月には、民間企業 42 社が賃金委員会の決定を不適切とし、同委員会を相手取り行政訴訟を起こした。しかし、中央行政裁判所は民間企業の訴えを棄却。最終的には、企業負担を緩和すべく、全国一斉に日給 300 バーツまで引き上げる計画を 2 段階に分けるなど条件調整の上、引き上げが決定された。

2. 最低賃金の大幅上昇は最低賃金層以外にも波及

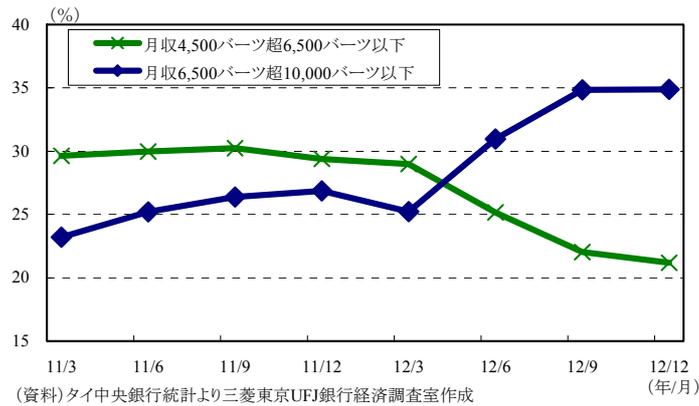
(1) 最低賃金の対象者は雇用者全体の約 2 割

プアタイ党（現政権与党）の試算によると、2012 年 4 月からの最低賃金引き上げによって直接的な恩恵を受けている雇用者は約 900 万人と雇用者全体の約 23%を占める（注²）。

2012 年 4 月の最低賃金引き上げの影響をみるため、月収別雇用者数の推移をみると、2012 年 4-6 月期以降、最低賃金の対象層とみられる「月収 4,500 バーツ超 6,500 バーツ以下の層」は、2011 年初には全体の 29.6%を占めていたものの、2012 年末には 21.2%まで低下している（第 4 図）。一方で、「月収 6,500 バーツ超 10,000 バーツ以下の層」は、最低賃金の引き上げを契機に 34.9%まで拡大している。ここから、最低賃金の対象層の賃金が実際に底上げされている様子が確認できる。

（注 2）職種別にみると、工場や建設現場などの労働者が主な対象とみられる。最低賃金の対象者は民間企業の雇用者で、公務員や自営業者は対象外。

第4図：月収別にみた雇用者数の割合の推移



(2) 引き上げの影響は最低賃金層以外にも波及

最低賃金の引き上げは最低賃金層以外にも波及している。シーパトゥム大学とタイ工業連盟が実施した調査によれば、最低賃金よりも高い賃金が適用されている職業訓練学校(高校レベルに相当)卒の初任給は、最低賃金引き上げ前と比べ28.5%(約2,000バーツ)、上級職業訓練学校(短大レベルに相当)卒で21.4%(約1,700バーツ)引き上げられた(第1表)。また、4年生大学卒の初任給(最低賃金引き上げ前比+4.6%、約560バーツ)も上昇しており、今回の賃金引き上げは最低賃金層以外にも波及している。雇用者全体の平均月収をみると、最低賃金引き上げ直後の4-6月期は前年比+17.4%と大幅に増加した。

第1表：最終学歴別にみた初任給上昇率

	初任給	上昇幅 (上昇率)
ポーウオーチョー(職業訓練学校) 高校レベルに相当する 3年課程	8,934 バーツ	約2,000バーツ (28.5%)
ポーウオーソー(上級職業訓練学校) 短大レベルに相当する 2年課程	9,718 バーツ	約1,700バーツ (21.4%)
4年生大学卒(学士)	1万2,863 バーツ	約560バーツ (4.6%)
大学院卒(修士)	1万8,560 バーツ	-
大学院卒(博士)	2万8,468 バーツ	-

(注) 1. 2012年4月～6月実施、23業種、343社の平均。
2. 「上昇幅」、「上昇率」は、最低賃金引き上げ前比。

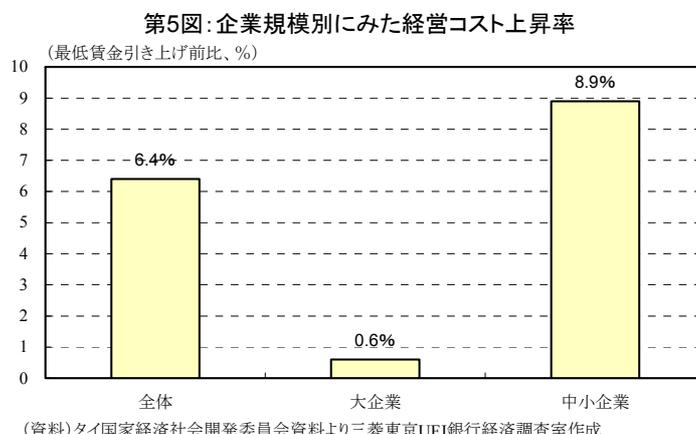
(資料) タイ中央銀行統計、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 最低賃金引き上げは経済全体にとってはプラスの影響

(1) 企業は経営コストの増加を経営効率化で吸収

最低賃金の大幅上昇により、企業は経営コスト増を強いられている。タイ商工会議所の試算によると、今回の賃上げによる企業の負担増加額は1,400億バーツ(名目GDP比1.3%)にも達する。なかでも影響が大きいのは中小企業で、国家経済社会開発委

員会の調査によると、経営コストの上昇率は引き上げ前比+8.9%ポイントと大企業（同+0.6%ポイント）に比して格段に大きい（第5図）。これは、中小企業には最低賃金近辺の雇用者が多いことが背景にあると考えられる。



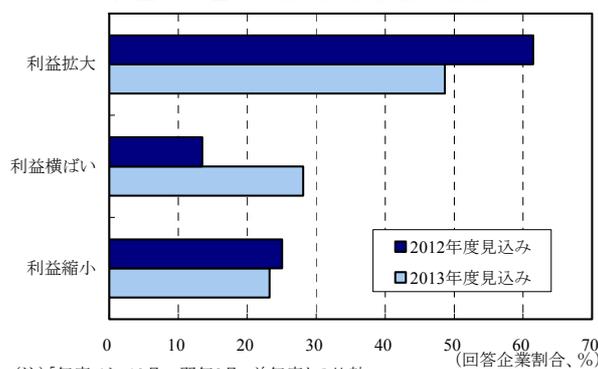
企業は経営コストの増加を経営効率化などで吸収しているとみられる。タイに進出している日系企業を対象にした最低賃金引き上げの影響に関する調査によると、81.2%の企業が「マイナスの影響がある」と回答したが、このうち「マイナスの影響はあるが限定的」との回答は49.6%を占めた（第2表）。また、日系企業を対象とした企業収益に関するアンケート調査では、2013年度の収益が2012年度と比べ「拡大」との回答割合が低下する一方、「横ばい」との回答が大幅に増加しており、企業収益への影響はあるものの、大幅な減益は回避できる見込みである（第6図）。

第2表: 最低賃金引き上げの影響

タイ国日系企業景気動向調査	
マイナスの影響がある	81.2%
うち、影響はあるが限定的	49.6%
変わらない	18.0%
プラスの影響がある	0.8%

(注) 複数回答。「タイ国日系企業景気動向調査」は、JCC経済調査会が2012年11月21日～12月20日に、在タイ日系企業366社を対象に実施。
(資料) 盤谷日本人商工会議所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第6図: タイ国日系企業の税前損益見込み



また、タイ企業を対象としたCEO調査^(注3)では、「経営コストが上昇した」との回答が63.7%を占めたが、「経営コストが下がった」との回答も13.9%もあった。これは最低賃金の引き上げを契機に抜本的な経営効率化を推進した企業が存在することを示唆していると考えられる。

こうした企業努力に加え、政府による負担軽減策も企業負担の緩和に寄与しているとみられる。2013年1月に閣議で承認された軽減策は、5つの柱で構成されているが（第3表）、主な政策をみると、資金繰り支援のための信用供与や総雇用コスト抑制

のための社会保険料率の引き下げのほか、法人税引き下げ^(注4)や中小企業向け所得税非課税枠の拡大などの税制優遇策が実施されている。

(注3)「タイ企業CEO調査」は、トゥラキット・バンディット大学とクルンテープ・トゥラキット紙が、2013年1月29日～2月4日に、企業のCEO 418人を対象に実施。

(注4) 進出している外資系企業の多くには一定期間の法人税免税などが適用されている。このため、それらの企業にとっては今回の法人税の引き下げによる追加的な恩恵はない。

第3表:最低賃金引き上げの影響軽減のための主な財政・金融措置

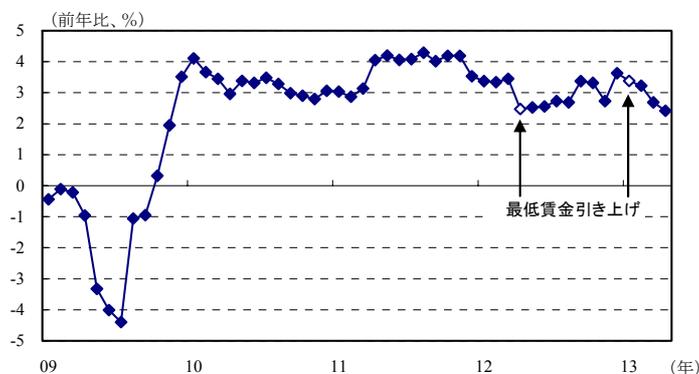
信用供与を通じた資金繰りの強化と金融コスト低減措置
社会保障基金が100億バートの原資を提供し、低利の銀行融資を2013年12月まで延長 200億バートの生産性向上支援融資を2015年12月末まで延長
税と拠出金を通じた事業者コスト低減措置
2013年の社会保険料の引き下げ(被保険者の月給の5%→4%) 法人所得税率の引き下げ(23%→20%) 中小企業の所得税非課税枠の拡大(15万バート→30万バート) 2012年の賃金上昇分の1.5倍を損金計上できる措置の導入 労働技能開発訓練の費用について実際の費用の2倍を計上する措置の導入 生産効率向上のための機械更新における税制優遇措置の延長 中小企業の役員発注費用に課される源泉徴収税率の引き下げ ホテル事業者に対し徴収される手数料を3年間引き下げ
事業者の労働生産性向上措置
労働技能開発基金からの低利(0.1%)融資の期間延長
政府部門の経費見直しによる事業者の収入増加措置
政府機関の研修における宿泊費・食費の引き上げ
消費促進措置
トーク・チャイ・ショップ・プログラム(商務省直営の安売り店設置拡大)の延長

(資料)タイ経済新聞より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 最低賃金引き上げ後も物価は安定的に推移

最低賃金引き上げ後も物価は安定推移しており、懸念されたインフレは生じていない。2012年4月以降の消費者物価上昇率をみると、前年比3%近傍で落ち着いている(第7図)。

第7図:消費者物価の推移



(資料)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

物価安定の背景の一つに、前述の企業努力が顕在化していることがある。各種アンケートから企業の人件費上昇への対応をみると、タイ企業は、「従業員の作業の効率

化」や「人件費以外のコスト削減」、日系企業は「機械化の推進」で主に対処すると回答しており、いずれも「製品の値上げ」や「販売価格の引き上げ」との回答率を上回っている。これは政府が人件費上昇を理由とする値上げを容認しない方針を打ち出したこともあるが、企業が激しい競争に勝ち抜くため、価格転嫁を可能な限り回避する姿勢もあるとみられる（第4表）。こうしたなか、期待インフレ率は加速しておらず、前年比3%台半ばで安定的に推移している（第8図）。

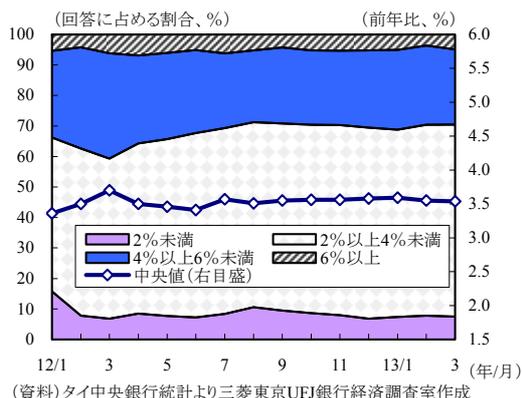
第4表：人件費上昇への対応

タイ企業CEO調査		タイ国日系企業景気動向調査	
従業員の作業の効率化	63.9%	機械化の推進	48.8%
人件費以外のコスト削減	61.4%	従業員の採用を抑制	26.4%
製品の値上げ	44.1%	販売価格の引き上げ	26.4%
機械化の導入	39.5%	従業員の削減	24.0%
長期投資の削減	38.6%	有効な対応策なし	22.4%
		タイ国外への(一部)移転	7.2%

(注) 複数回答。「タイ企業CEO調査」は、トゥラキット・バンディット大学とクルンテープ・トゥラキット紙が、2013年1月29日～2月4日に、企業のCEO 418人を対象に実施。「タイ国日系企業景気動向調査」は、JCC経済調査会が2012年11月21日～12月20日に、在タイ日系企業125社を対象に実施。

(資料) タイ経済新聞、盤谷日本人商工会議所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第8図：期待インフレ率の推移



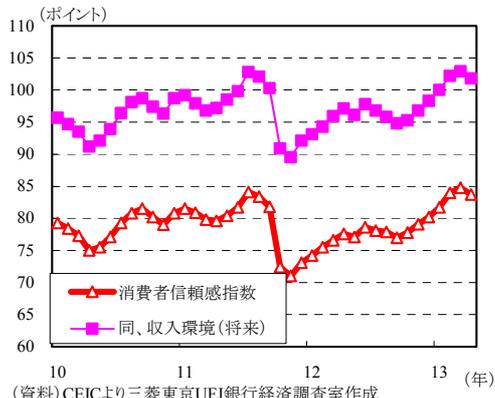
(3) 実質購買力の増加により消費は拡大

最低賃金の引き上げは消費拡大の追い風となっている。物価の安定により実質購買力が高まるなか、良好な雇用環境を背景に所得拡大期待は強く、消費者マインドは高水準で推移している（第9図）。また、所得拡大に加え、家計の信用残高の増加も消費の拡大に寄与しているとみられる（注5）。

2012年の消費動向をみると、自動車、家電、食料品・衣類などを中心に4四半期連続で伸びを高めた（第10図）。タイの家電販売大手は、賃金引き上げによる購買力の拡大を受けて、テレビ・エアコンなどの大型家電や、スマートフォン・タブレット端末などの情報通信機器の販売が拡大するとの見通しを示している。

(注5) 2012年第4四半期の個人消費ローン残高（住宅関連・不動産を除く）は前年比+31.7%と2012年第1四半期以降、4四半期連続で加速している。家計債務の増加は消費の拡大につながる一方、中銀は家計債務の大幅な増加を懸念し始めている。

第9図：消費者信頼感指数の推移



第10図：名目個人消費の推移



以上を踏まえると、最低賃金引き上げによる企業負担の増加やインフレの加速など景気へのマイナスの影響は、当初懸念されていたほど小さくなく、むしろ消費拡大を通じて景気を押し上げているといえる。

4. タイ経済が持続的に成長するためには、高付加価値化の推進が課題

タイ政府が敢えて、今回の大幅な賃金引き上げに踏み切ったのは、産業の高付加価値化へのシフトを加速させる狙いがあると考えられる^(注6)。企業の一人当たり年間実負担額^(注7)を ASEAN 諸国と比較してみると(2012年10月～11月調査)、タイは6,704ドルとこれまで最高だったマレーシアを上回っている(第5表)。こうした状況下、政府は先述の負担軽減策では、生産能力向上を目的とした更新投資を税制優遇の対象としているほか、タイ投資委員会(BOI)が今年1月に発表した新投資誘致策^(注8)では技術革新を生む産業などに恩典の適用を絞るなど、高付加価値化を推進している。

(注6) 最低賃金引き上げ当初からキティラット・ナ・ラノーン副首相兼商業相は「安価な労働力を武器に国際競争を続けても将来はない。生産性を向上させ、国民の所得を増やすことで内需を拡大し成長を目指すべき」と指摘している。

(注7) 年間実負担額は、基本給に加え諸手当、社会保障費、残業代、賞与などを含む。

(注8) 法人税引き下げなどの投資恩典を適用する産業を、バンコク首都圏から遠い地域ほど恩恵を厚くする従来の「地域別区分」から、①インフラおよび基幹産業、②先端技術産業、③資源開発産業、④グローバル産業の4つを軸とした「産業別区分」に変更するもの。従来の「地域別区分」では、ほぼ全産業が恩典の適用を受けられた。

第5表：一人当たり人件費(年間実負担額)

前回調査		直近調査	
マレーシア	6,340ドル	タイ	6,704ドル
タイ	5,662ドル	マレーシア	5,942ドル
フィリピン	5,047ドル	フィリピン	5,285ドル
インドネシア	4,092ドル	インドネシア	4,780ドル
ベトナム	2,025ドル	ベトナム	2,533ドル
カンボジア	1,438ドル	ラオス	2,261ドル
ラオス	-	カンボジア	1,424ドル

(注) 日系企業対象。一般作業員。調査実施時期は、
 前回：2011年12月～2012年1月、直近：2012年10月～11月。
 (資料) JETRO資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

おわりに

一人当たり GDP が 5,000 ドルを超えたタイ経済は、次の成長ステージに向かう岐路に立っている。タイは ASEAN 随一の製造拠点としての地位を確立したが、今後も、労働コストの上昇を乗り越えタイが国際競争力を維持するためには、産業の高付加価値化の一層の推進が求められる。

以上

(H25.5.14 前原 佑香 yuka_maehara@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。